

## 十、戦後処理問題

### 1 タイ特別円問題

戦後タイは、わが国に対し戦時中、日・タイ間の決済手段として日本銀行に設置されたタイ銀行名儀の特別円勘定の日本側借越分十五億円と、戦時中、日・タイ間に成立した金売却取決めの未実行分（金塊にして約九トン）および金塊未引渡分（約〇・五トン）を支払ってもらいたいというクレームを提起していた。昭和三十年春、ナラティップ・タイ外相が来日した際、わが方との間に行なわれた交渉によって両国間に本問題解決についての合意が成立し、七月六日、重光外相とナラティップ外相との間で協定案文の仮調印が行なわれた。ついで七月九日、バンコクにおいてナラティップ外相と太田一郎大使との間で正式調印がなされ、八月五日、『特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定』が発効した。

これにより、わが国はタイに対し、

- (a) 五年間にわたり五十四億円に相当する英ポンドを（初年度は十億円、その後四年間は毎年十一億円）支払う（第一条）と共に、
- (b) 両国間の経済協力のための措置として、合意される条件および態様に従い、九十六億円を限度額とする投資およびクレディットの形式で、日本国の資本財および日本人の役務をタイに供給する（第一二条）

ことになった。

協定第一条に基づく五十四億円の支払いは、昭和三十年度より支払いを開始し、昭和三十四年五月をもって全額の支払いを完了した。

ところが、協定第二条の経済協力の実施については、協定発効後、タイ側が、「本件経済協力は、九十六億円の資本財および役務の無償供与である」と主張して、協定文言の解釈をめぐり双方の間に意見が対立した。

わが方は「本件経済協力は投資およびクレディットの形式で供与されるものであるから、あくまで償還を前提とする」との協定の文言解釈を堅持しつつも、タイ側の立場を考慮して、本件経済協力の実施により、タイ側がなんらかの形で実質的に九十六億円に相当するものを取得でき

るような案を数次にわたり、タイ側に提示して解決に努力してきた。しかしタイ側は協定文において「投資およびクレディット」という文言を承認したことが、タイ側の落度であることは認めつつも、そもそも日本の債務の返済を目的とする協定を実施することによって、タイ側が債務者となる結果を生むような解決方法は、タイの国民感情としてむりしても受け入れられないとの立場を堅持して譲らなかつた。

わが国としては、協定の文言解釈に関するわが方の立場は正しいものと信じてゐるが、この問題が未解決のまま長期間にわたりアジアの友邦であるタイとの間に懸案として残り続けることは好ましくない。そこで日・タイ両国の伝統的な友好関係と、両国間の緊密な経済関係を慎重に考慮した結果、昭和三十六年十一月、池田首相がタイを訪問した際、サリット首相との間で特別円問題の解決に関する話し合いを行なつた。その結果、前記九十六億円を八年間の分割払いとし、タイはこの資金をもつてわが国の生産物および役務の調達にあてるという方式によつて、多年の懸案の最終的解決をはかるという原則に意見が一致した。この原則に基づき、昭和三十七年一月よりバンコクにおいて、「特別円新協定」締結のための交渉が行なわれた結果、合意が成立し、一月三十一日、在タイ大江大使とタナット外相との間で新協定の署名が行なわれた。

「新協定」は、まず前文で「この協定が旧協定の第一条、第四条に代るもので、これにより特別円問題に関連するすべての問題が解決される」とを明らかにしておる。その上本文において、九十六億円の八年年賦払いならびにこれによつて行なわれるべき、日本國の生産物および日本国民の役務の調達方式を規定している。

「新協定」はすでに二回、三十億円の払込みを完了し、五十五億円に相当する契約が確認され、八億円が調達を終えている。

戦後処理の問題は、内外にわたつて未だくすぶり続けてあるが、われわれは辛抱強くその一つ一つを片付けていくより外に道はない。タイ特別円問題もその一つであるが、それがともかく最終的な解決を見たことを喜ばねばなるまい。

## 2 ガリオア・エロア問題

ガリオア等戦後經濟援助の処理協定は、昭和三十七年一月九日、小坂外務大臣とライシャワー駐日米国大使との間で署名され、わが国が戦後米国から受けた經濟援助の最終的処理として、四億九千万ドルを十五年間の半年賦（年利一分五厘）により支払うことを取り決めたものである。

この問題は賠償問題と並んで戦後処理の最重要案件であり、昭和二十七年以来実に十年間にわたる日米間の懸案であった。その間、米国側の態度は終始西独方式の採用ということと一貫しており、わが方よりの資料要求に対する提供資料は、西独に対して提供したものと同じであった。西独は終戦の際、中央政府が崩壊し、占領当初の期間（一九四九年迄）援助物資は、米軍から各地方政府に直接引渡されていたため、西独政府は援助物資に関する資料を保有していなかった。従つて西独はその処理交渉に際しては、米国側が提示した決算ベースの資料を唯一の交渉の基礎としていたようである。また米側は支払額決定に当つては援助総額の大半が切り捨てられるのであるから、交渉は大局的見地に立つて行なうべきであり、詳細なる資料の整備はその必要性を認めないとする態度であつた。そして米国側の本件解決の督促は、次第に激しくなつてきていた。

昭和三十五年九月六日、マッカーサー在京米大使は池田総理を訪問、ハーテー長官の訓令として、本件に関する交渉をワシントンに移し、総額、控除項目並びに本件を両国の国会に提出すべき方法および公表の必要性などについて話し合つことを提案するとともに、解決方式は西独との協定に倣つつもりである旨述べた。この米側提案は、九月十一日、ワシントンで行なわれた小坂外務大臣とハーテー国務長官との会談においても取り上げられた。その際、小坂大臣より交渉をワシントンに移すことは在米大使館の現状（担当公使の更迭等）からみて交渉の促進に役立つか

どうか疑問であり、また総選挙前にこの種の動きをなすことは望ましくないと述べ、米国側も当方の事情を了承した。

昭和三十五年十一月一十五日、小坂大臣はマッカーサー在京米大使を招致し、本件については総選挙も終ったことでもあり、日本側でも臣下研究中である。いずれにせよ、この問題は米側から押しつけられたという形をとることは避けたく、日本側から自主的に解決するという形をとる方が望ましい。その間よく国民にPRして、その上で日本側から解決を申し入れることとしたい旨を述べ、マッカーサー大使もその趣旨を了承した。

一方、わが方は本件の解決交渉にあたり、わが方が米国側に対し再三要求した詳細な資料の追加提供はほとんど望めない事情にあったので、政府としては国民および国会の納得を得るためにも、またこれによって対米交渉をわが方に有利に導くためにも、日本側が保有する独自の資料に基づき、わが国が確かに米国側から受け取った援助物資の総額を確認する必要があった。かくして昭和三十六年初頭より、通産省において旧貿易庁資料、総司令部残置資料等を基礎として、日本側が受け取ったと確認できる援助物資総額を算出することを決意した。その後約三ヶ月にわたる大作業の結果、三月下旬に至って受け取りベースによる援助総額十七億九千五百万ドル（米国側決算ベースによる総額十九億五千四百万ドル）の算出に成功した。

右資料を拠りど二者として、四月二十六日わが方より最初の提案を行ない、五月十日以降数回にわたる小坂外務大臣とライシャワー米大使との会談がもたれ、ようやく日米間に本件処理についての基本的な合意を見るに至つた。そこでとりあえず、その内容を盛り込んだ覚書を作成、六月十日、大臣と大使との間にイニシャルの署名を行なつた。

同覚書には下記の日米間の合意が掲げられるどもに、日米両国が引き続き協定作成の話合いを進めることに合意した旨を述べている。

(イ) 返済額四億九千万ドル、年利二・五%とする。

(ロ) 現実の支払額は、半年毎に最初の十二年間は毎回二千百九十五万九千百一十五ドル、爾後三年間は毎回八百七十万千六百九十九ドルとする。(この額は債務総額四億九千万ドルのうち四億四千万ドルを最初の十二年間に支払い、残りの五千ドルを当初十二年間は据置きその後の三年間に支払うこととして、それぞれ元利均等支払方式で計算したもの。)

(ハ) 用途については、一部(一千五百万ドル)を日米間の教育交換計画に、残余の大部分を国内立法措置を条件として低開発諸国に対する援助に使用する。

その後協定作成交渉に入り、日米間の見解調整を行ない、さらに細目の修正等を行なつたうえで、昭和三十六年十一月十四日、ようやく日米間に協定文につき合意を見るに至つた。そして協

定の正式署名は翌昭和三十七年一月九日、外務省接見室において、小坂外務大臣ヒライシャワー米大使との間で行なわれ、その際同時に協定に付属する二つの交換公文（支払金の用途に関する交換公文および支払金の一部円貨支払に関する交換公文）にも署名が行なわれた。

かくして昭和二十七年以来の懸案が、十年目に解決されることとなつたわけである。この援助は占領責任者としてのアメリカ側の占領政策の一環であつて、日本側に返済の責任があるものではもとよりない。だからといって日本国民が、先方の一部返済の要請までも無下に拒否してしまうことは、その名誉にかけて執るべき態度ではなかつた。日本の国際的信用は、日本の国民が世界からかち得た尊敬、これから未来にわたつてかち得るであろう尊敬に依存してゐる。われわれは、一時の損益計算よりも、大国としての名誉を守り抜くべきものである。その意味において私は本件の解決を、アメリカのためといつよつは、日本のために祝福したい。

### 3 ベルマ賠償再検討交渉

昭和三十四年四月、ベルマ政府は、日緬平和条約第五条第一項(a)に基づき、ベルマに対する賠償額がフィリピン及びインドネシアに対する賠償額と比較して少なすぎることとして賠償の増額

を要求してきた。これに対しわが方は、ビルマに対する賠償額は、他の求償国に対する賠償額と比較して、必ずしも均衡を失してはいなことの立場をとり、交渉は長く進展をみなかつた。

しかしながら、本件が長期にわたつてアジアの友邦たるビルマとの間の係争問題となつてゐることは好ましいことではなく、可及的速かに本件の解決を図る必要があるという考えは誰しも抱くところであつた。そこで日本は昭和三十六年一月、ビルマの経済および福祉のために有効な協力（四千万ドル）を無償で供与し、同時にビルマ側も再検討条項に基づく要求を今後行なわないことを約束するという方式により、本件の解決を計りたい旨を申し入れた。これに対し、同年二月ビルマ政府より、上記解決方式には同意するが、金額については一億ドルを要求する旨の回答をよこした。上記ビルマ側申し入れについて、関係各省において検討した結果、無償協力の金額を七千五百萬ドルとするとして、同年六月これをビルマ側に伝えた。

しかしながら、ビルマ側は、わが方の上記提案に納得せず、本件を政治的に解決するため、タキン・ティン大蔵大臣を長とする代表団をわが國に派遣して、同年十月より交渉を行なつた。本交渉において、ビルマ側は、無償供与一億ドルを要求し、日本側よりさう一二億ドルの出資を求め、合計四億ドルを日緬共同事業に使用することを提案した。これに対しわが方よりビルマ側新提案の方式については検討すべきも、金額については到底応ぜられない旨を述べ、交渉は何ら進

展をみなかつた。

同年十一月、わが方よりさらに小坂外相を長とする代表団をラングーンに派遣して交渉を行なつた。この交渉では、わが方は無償供与七千五百万ドル、有償の経済協力一億三千五百万ドルを提案したが、ビルマ側は一億ドルの無償供与を固執し、双方の主張が対立したまま、池田総理の訪缅を迎えるに至つた。

ウ・ヌー首相は、池田総理との間に本件を取上げれば、あるいはビルマ側の主張が認められるのではないかという希望を抱いていたようであるが、池田総理は、ビルマ側の一億ドルの賠償増額要求は依然過大であると思われるの、その再考方を求められた。ビルマ側は池田総理離緬後日本側代表団に対し賠償増額一億五千万ドル、経済協力五千万ドルの新提案を行なつた。

その後ビルマでは、昭和三十七年三月にクーデターが発生し、ネ・ウイン参謀総長を首班とする革命政府が成立した。革命政府は、革命後の国内体制整備に忙殺され、交渉は一時中断したが、同年末に至り、東京において直接交渉を再開することを申し入れ、わが方もこれに同意した。その結果、アウン・ジー准将を長とし、チヨー・ジー内相、キン・ニヨー BEDO 総裁、バーニー運輸通信相、外務、大蔵、国防各省次官らを含む代表団が、昭和三十八年一月十三日、来日した。

会談は、一月十四日の午前の全員による Opening Session に引き続き、同日午後より一十四日までの間に八回にわたり非公式会談が行なわれた（非公式会談の出席者は、日本側は私、小田部大使、後宮アジア局長、宇山賠償部長、島内参事官、ビルマ側はアウン・ジー貿易工業大臣、チヨー・ツー内相、ウ・トン・ショイン駐日大使、ソオ・ティエン外務次官）。

この会談では、まず有償、無償の供与額の総額を「一億ドルとする」と双方異議ないことを確認したのち、ビルマ側は、無償一億三千五百万ドル（供与期間十年、現行賠償終了後支払開始）、有償六千五百萬ドル（返済期間十五～二十年、利率三・三・五‰、協定発効より七年間）を提案した（一月十四日第一回会談）。これに対し私は、わが国は、賠償、対米債務など巨額の債務をかかえており、年間の支払い能力には限りがあるので、年間供与額の決定がまず大きな問題であり、また有償供与の条件も他の友邦との均衡、財政金融の現行のプログラクティス等からみて、どうてい受諾困難である旨説明した。これに対しビルマ側は、通常の条件の借款には興味を示さず、日本側にむづり長期、低利借款の供与がそのように困難であるないと主張した。

(イ) 無償供与一億五千万ドル

有償協力なし

(八)(ロ)(イ) 現行協定の五千万ドルの経済協力も失効せしめる

「ことにより本件を解決したい旨の新提案を行なつた（一月十六日第一回会談）。

「これに対しわが方より、

（イ）無償供与一億三千万ドル（支払い開始、現行賠償協定期間の終了後、供与期間十三年）

（ロ）ビルマは再検討の要求を今後行なわない

（ハ）有償経済協力については、後日再検討問題と別個の問題として協議する

の三点より成る提案を行なつた。この提案は、第一に、通常借款は、ビルマ側が利用不能とのことであるので、この借款分を経済的メリットに応じて換算したものだけ、無償を増額したものであり、第二に経済協力は今後長い将来にわたつて行なわれるべきものであるから、日緬両政府間で協議してゆくことが建設的であると考え、有償経済協力は再検討問題と切り離して各自説明した。これに対してもア准将は、同提案は受諾できないが、無償一億四千五百万ドルならば、借款が通常のものであつても、低利の場合との利子の差額はビルマ側で補填することとして受け入れてもよい。いずれにせよ、ビルマ国民が日本の経済協力を受け入れるに当つて、韓国と差別されたと感じては、これに対する説得がどう考へても困難である（一月十八日第四回会談）として、無償供与の増額につき日本側の再考慮を要請した。

一月二十一日（第六回会談）出席者、私とア准将のみ（おこて）、ペルマ側は最終提案として、

一 無償供与一億四千万ドル、供与期間十二年

二 通常借款三千万ドル

を提案した。これに対し私は無償供与、通常借款ともに金額についてはペルマ側提案に合意したが、無償の供与期間については十四年を強く主張した。

これに対しペルマ側は、期間については、ネ・ワイン将軍より十二年までとする権限しか与えられていないので、日本側がこれに同意しない限り帰国してネ・ワイン将軍と協議するしか方法がない旨を述べ、交渉は最終段階において行詰まりてしまった。

しかしながら、双方の主張の違いは供与期間の僅かな差に絞られたことでもあり、アウン・ジ准将を帰国せしめて（ネ・ワインとの協議の結果について、ア准将はベシミスティックであった）いたずらに交渉を遷延せしめるより、長期にわたる日緬友好関係の発展を考慮し、本件を妥結せしめることが適当と判断されたので、一月二十四日の非公式会談において、ペルマ側の要請を容れる決心をした。そして翌二十五日閣議の了承が得られたので、同日十一時、私とアウン・ジ准将の間で、合意に関する覚書にイニシャルを行なった。

その時、イニシャルを了した合意に関する覚書の内容は大要次のとおりである。

(1) 日本国は、一億四千万ドルに等しい円の価値を有する日本の生産物および日本人の債務から成るビルマ連邦の經濟と社会の發展に寄与するための無償の援助を、一九六五年四月十六日から十二年間ビルマ連邦に供与する。

この供与は、最初の十一年間は、千百七十万ドルに等しい円の年平均額により行ない、残余の供与分を、十二年目に供与する。

(2) 日本国政府は、関係法令の範囲内で、正式の協定の発効後六年間に、日本國の国民によるビルマ連邦の政府または国民に対する商業ベースの借款の提供を、容易にして、かつ促進する。この借款の額は、六年の期間内に、三千万ドルに等しい円の額に達するものと見込まれる。

(3) ビルマ連邦は、ビルマ賠償再検討の要求を日本国に対し今後提起しないものとする。

(4) (1) および (3) にいう了解を具体化するための協定締結のため、できる限りすみやかに両政府間の会談を開始する。

なお、今次交渉中、アウン・ジー准將は、海運所得に対する租税や、日本商社員滞在の問題について、できるだけ實意に添つよう努力する旨を述べた。

本件はその後、小田部大使とビルマ政府の間で具体的な煮詰めが行なわれ、その結果はそのまま後の国会で承認を受け、本協定は発効した。しかしこの協定の交渉に全精力を傾けられたア准将は、本協定の発効を俟つことなく下野され、北ビルマの片田舎で半農半教の生活を送られていると聞く。謙抑で、純情なア准将の素朴な行藏と、どこか淋しい憂いをたたえた表情が、私には今なお忘れられない。

#### 4 韓国の対日請求権交渉

韓国の対日請求権交渉が、十数年にわたる停滞状況を脱して、ようやく本格化したのは、朴政権の誕生後再開された日韓第六次会談においてであった。すなわち昭和三十八年十一月の金鍊泌中央情報部長の来日を迎えての大平・金会談において、本懸案が解決の軌道に乗り、爾余の案件にも解決の緒口を見出すこととなつた。

(その要旨は本著「後編・希望と憂愁へ主張」<sup>2</sup>「当面の外交問題」以下参照)